

令和 6 年 4 月 2 5 日

障害児通所支援事業所
申請予定法人担当者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

令和 6 年度第 1 回障害児通所支援事業所指定協議説明会の開催について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

都では、障害児通所支援事業所の開設を検討している法人を対象として、事業の理解を深めていただくため、下記のとおり障害児通所支援事業所指定協議説明会（以下「説明会」という。）を開催します。

つきましては、令和 6 年 9 月から令和 6 年 1 1 月までの期間で、新たに障害児通所支援事業所（以下「事業所」という。）の開所を考えている法人の職員の皆様に必ず出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、指定の協議に際して、説明会への出席が指定協議の条件となりますことを申し添えます。

記

1 説明会名

令和 6 年度第 1 回障害児通所支援事業所指定協議説明会

2 目的

事業所の開設を検討している法人に、事業の理解を深めていただくため。

3 申込対象者

新たに事業所の開設を検討している法人（申込時に設立されていることが必要です。）

4 出席対象者

上記 3 の法人職員。開設予定事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の各候補者。

なお、指定に当たっては、管理者及び児童発達支援管理責任者の各候補者の説明会への出席が必須となります。

5 申込方法

令和 6 年 4 月 2 5 日（木曜日）午前 9 時から 5 月 1 0 日（金曜日）午前 1 1 時までの間に、下記 URL よりお申込みください。申込みは指定を受ける法人から行ってください。

なお、申込みは 1 法人につき 1 回までです。

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/shogaishitei/>

6 申込の確定

上記5により申込みされますと、直後に「受付通知メール」が届きます。「受付通知メール」が届いた時点で申込確定となります。「受付通知メール」は、お問合せの際に必要なほか、説明会参加の要件となるアンケート回答の際にも必要となりますので、誤ってメールを削除することのないよう御注意ください。もし「受付通知メール」が届かない場合には5月10日（金曜日）午後4時までに担当まで御連絡ください。

7 開催方法

オンラインにて開催します。

申込期間内に申込みをされた法人に対して、令和6年5月14日（火曜日）午後4時までに、視聴方法をメールでお送りします。申込みをしたにもかかわらず、5月14日（火曜日）午後4時までにメールが確認できない場合は、5月17日（金曜日）午後4時までに、お電話にてお問い合わせください。

メールは「shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp」より送信されますが、こちらのアドレスに返信いただいても、回答することができません。

視聴可能期間は令和6年5月21日（火曜日）から5月28日（火曜日）までです。

8 資料について

令和6年5月13日（月曜日）以降に「東京都障害者サービス情報」に掲載します。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-038>

9 その他

- (1) 本説明会への出席後は、令和6年9月から令和6年11月までの各月の初日を指定日として指定協議を進めますが、提出書類の状況等によっては、指定予定日をお約束できませんので予め御了承ください。
- (2) 申請予定の法人より申し込みください。説明会に申し込みをした法人とは別の法人からの指定申請は受付できません。
- (3) 1回の申込みにつき、開設できるのは1事業所のみです。
- (4) 都内の9区市（下記ア、イ）については、事業者指定の権限が、都から当該区市へ変更となっていますが、事業者指定のためには、従前どおり当説明会への参加が必要となります。

なお、説明会参加後の手順については、当該区市にお問い合わせください。

ア 中核市：八王子市

イ 児童相談所設置区：世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区

【お問合せ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害事業者指定室（児童担当）

電話 03-6302-0315